社会福祉法人健寿会　役員等報酬及び費用弁償規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人健寿会（以下「当法人」という）定款第８条第３項および第２１条第３項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

（１）　常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（２）非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び交通費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（３）常勤役員等の報酬については、各年度の総額が１０８０万円を超えない範囲で支給することができる。

（４）非常勤役員等の報酬については、各年度の総額が６０万円を超えない範囲で支給することができる。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等の職務の執行に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表１に定める額

（２）通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

（３）職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等の職務の執行に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬は、別表第２に定める額とする。

（２）　費用の弁償として交通費を別表３に定める額とする。

（３）職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第５条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月２７日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金、又は出席後、役員等が指定する口座に振り込む方法により支給する。口座に振り込む方法により支給する場合は、職員給与の振込日と同じ日に支給することができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任若しくは死亡によって退任した場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　前項第２項又は第３項の規定により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（１）５０ 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（２）５０銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１１条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則　この規程は、平成２９年　６月１３日より施行する。

この規程は、令和　５年　４月　７日より施行する。

この規程は、令和　７年　５月　９日より施行する。

別表１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額　５００，０００円
業務執行理事（専務理事）	月額　４００，０００円
理事	月額　３５０，０００円

別表２（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	５，０００円（税引き後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円（税引き後）

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	５，０００円（税引き後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円（税引き後）

（３）監事

	日額
理事会等会議への出席	５，０００円（税引き後）
監事監査等への出席	１０，０００円（税引き後）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	１０，０００円（税引き後）

別表３（非常勤役員等の交通費）

距離（往復）	一日当たりの支給額
５㎞以内	５００円
５㎞超１５㎞以内	１，５００円
１５㎞超２５㎞以内	２，０００円
２５㎞超	３，０００円

距離については、自宅又は勤務先から法人本部又は会議開催地までとする。
なお、公共交通機関を利用の場合は、実費の額とする。